

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防本部火災調査規程を次のように定める。

平成21年3月31日

北上地区消防組合
消防長 伊藤 賢一

北上地区消防組合消防本部火災調査規程

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部火災調査規程

北上地区消防組合消防本部火災調査規程（平成7年北上地区消防組合消本訓令第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7章の規定に基づく火災の調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第2条 本調査は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにして火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

（定義）

第3条 この訓令においての用語の定義は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通知）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 調査員 本部調査員及び署調査員をいう。
- (2) 本部調査員 消防長が指定する消防本部の消防職員をいう。
- (3) 署調査員 消防署長（以下「署長」という。）が指定する所属の消防職員をいう。
- (4) 調査主任者 調査員のうち、消防士長以上の階級にある者から、消防長又は署長（以下「消防長等」という。）が指定した消防職員をいう。
- (5) 関係者等 法第2条第1項4号による関係者並びに火災発見者、通報者、初期消火者及びその他調査の参考人をいう。
- (6) 発火源 出火に直接関係し、又はそれ自体から出火したものをいう。
- (7) 経過 出火に関係した現象、状態又は行為をいう。
- (8) 着火物 発火源によって最初に着火したものをいう。

（調査の区分）

第4条 調査は、火災原因調査及び火災損害調査に区分する。

2 火災原因調査は、次の各号に掲げる事項を究明するために行うものとする。

- (1) 出火原因 火災発生経過及び出火箇所について調査する。
- (2) 発見、通報及び初期消火状況 発見の動機、通報及び初期消火の一連の行動経過について調査する。
- (3) 延焼状況 火災の延焼経路及び延焼拡大要因等について調査する。
- (4) 避難の状況 避難経路及び避難上の支障要因等について調査する。
- (5) 消防用設備等の状況 消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の使用並びに作動等の状況について調査する。

3 火災損害調査は、次の各号に掲げる事項を究明するために行うものとする。

- (1) 人的被害の状況 火災による死傷者、り災世帯及びり災人員等の人的な被害の状況について調査する。
- (2) 物的損害の状況 火災による焼き、消火又は爆発等による物的な損害の状況について調査する。
- (3) 損害額の評価等 火災により受けた物的な損害の評価及び火災保険等の状況について調査する。

(調査体制の区分)

第5条 調査員が実施する調査区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部調査員は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に該当する火災とする。
- (2) 署調査員は、管轄区域内の火災とする。

(調査責任)

第6条 火災が発生した管轄区域内の調査責任者は、署長とする。ただし、前条第1項第1号による調査責任者は、消防長とする。

2 通行中の車両火災及び航行中の船舶火災の調査責任者は、主として消火活動を行った場所を管轄する消防長等とし、航空機の火災については墜落場所又は着陸場所を管轄する消防長等とする。

(本部調査員の要請及び派遣)

第7条 署長は、本部調査員の指導が必要と認めるときは、消防長に対し派遣を要請することができる。

2 消防長は、前項の規定により要請あった場合で必要があると認めるときは、本部調査員を派遣するものとする。

3 消防長は、前項に係わらず署調査員が実施する調査に指導の必要を認めた場合は、本部調査員を派遣することができる。

(体制の確立)

第8条 消防長等は、調査に必要な人員並びに調査用器材を整備し調査体制を確立しておかなければならない。

2 消防長は、大規模な火災又は社会的に著しい影響を及ぼす火災が発生した場合で、調査を効率的に行う必要があると認めるときは、消防本部に調査本部を設置するものとする。

(調査本部の分掌事務)

第9条 調査本部の分掌事務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 調査の基本方針に関すること。
- (2) 情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) その他調査に必要な事務に関すること。

(本部員)

第10条 調査本部の本部員は本部長、副本部長及びその他の本部員とする。

2 本部長は、消防次長をもって充てる。

3 副本部長は、予防課長をもって充てる。

4 その他の本部員は、本部長がその都度指名する。

(本部員の職務)

第11条 本部長は、調査本部の事務の指揮監督に当たる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長の命を受け、その他の本部員を指揮監督し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の本部員は、本部長又は副本部長の命を受け、調査本部の事務に従事する。

(調査の実施)

第12条 消防長等は、第5条の調査区分による火災を覚知したとき（他の消防本部の管轄区域に発生した火災が延焼した場合を含む。）は、直ちに調査員を調査に従事させるものとする。ただし、必要があるときは調査員以外の消防職員を調査に従事させることができる。

2 署長は、第5条第1項第1号に該当する火災を覚知した場合は、消防長に直ちに報告するものとする。

(調査員の心得)

第13条 調査員は、火災現象、関係法令等調査に必要な知識の習得及び調査技術の向上に努めるとともに、次のことを遵守しなければならない。

(1) 調査主任者は、調査員を指揮監督するとともに、調査に関係する機関との連絡調整を図り調査業務の進行が円滑に進むよう努めること。

(2) 調査員は、調査員相互の連絡を図り、調査業務の進行が円滑になるよう努めること。

(3) 調査員は、関係のある場所へ立ち入るときは、原則として関係者の立ち会いを得ること。

(調査の原則)

第14条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観念にとらわれることなく科学的な方法による確認と合理的な判断のうえに立ち、事実の立証に努めなければならない。

(火災現場等の見分)

第15条 消火活動に従事する消防職員（以下「消防隊員」という。）が、活動中における火煙の色、臭い、燃焼音、延焼経路及びその他関係者の言動等を見聞したときは、上級指揮者に報告するとともに、必要に応じて出火出場時における見分調書（様式第2号）を作成しなければならない。

(聞込み状況書)

第16条 消防隊員は、火災の早期発見者及びその他の関係のある者に迅速かつ的確に
 聞き取り調査を行い、必要に応じて聞き取り状況書（様式第3号）を作成しなければならない。

（実況見分）

第17条 調査員は、原則として関係者の立ち会いのもとに火災現場を見分し、火災原因の判定に必要な資料の収集に努めるとともに、実況見分調書（様式第4号）を作成しなければならない。

（鑑識見分）

第18条 調査員は、必要に応じて器具等の鑑識見分を実施した場合は、鑑識見分書（様式第5号）を作成しなければならない。

（写真）

第19条 火災状況の見分は、その内容を明確にするため、写真により記録するよう努めなければならない。写真は、写真貼付用紙（様式第6号）に貼付し、記録しなければならない。

（現場の復元）

第20条 調査員は、実況見分、関係者に対する質問等による事実等に基づき現場の復元を行うよう努めなければならない。

（現場の保存）

第21条 署長は、消火活動が終了したときは、所要の措置を講じたうえで現場を保存しなければならない。ただし、調査上その必要がないと認めたときは、この限りでない。

（質問調書）

第22条 調査員は、法第32条により知り得た事実のうち、原因の判定に必要と認められる内容については、質問調書（様式第7号）に録取しなければならない。ただし、軽易でかつ将来にわたり物議を醸すおそれのない火災の場合は、第16条の聞き取り状況書でこれに代えることができる。

2 調査員は、前項の質問調書を作成した場合は、その内容を供述者に閲覧又は読み聞かせ、記載事項に誤りがないことを確認し、質問調書に署名を求めるものとする。

3 前項の供述者が署名することができないとき又は拒否したときは、調査員はその旨を質問調書の末尾に記載しておかなければならない。

（通訳人の介助）

第23条 調査員は、質問調書を通訳人の介助を得て作成した場合は、通訳人の介助を得て被質問者に閲覧又は読み聞かせ、記載事項に誤りがないことを確認し、その旨を質問調書の末尾に記載するとともに、供述者及び通訳人の署名を求めるものとする。

2 前項の通訳人の署名については、前条第2項の規定を準用する。

(少年等に関する特例)

第24条 少年(18歳未満の者をいう。)の関係する火災の調査を行うにあたっては、少年の将来を考慮し、次の各号に掲げる事項により対処するものとする。

- (1) 少年は現場見分の立会人としてはならない。ただし、心情及びその他諸般の事情により支障ないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 少年に対する質問は、立会人のもとで行わなければならない。ただし、立会人を置くことにより事実の供述が得られないと判断されるときは、この限りでない。

2 心神に障害等の状況にある者の関係する火災の調査は、前項の規定を準用する。

(照会)

第25条 消防長等は、関係機関に対し照会する場合は、火災調査関係事項照会書(様式第13号)により行うものとする。

(資料の収集、保管及び返還)

第26条 消防長等は、関係者に対し資料の提出を求める場合は、任意資料提出通知書(様式第14号)又は資料提出命令書(様式第15号)により提出を求めるものとする。

- 2 消防長等は、前項の規定により資料の提出を求めたときは、当該関係者から資料提出書(様式第16号)により資料を提出させるものとする。
- 3 消防長等は、関係者が前項の規定により提出した資料の所有権を放棄したときは資料受領書(様式第17号)を、提出した資料の所有権を放棄しなかったときは資料保管書(様式第18号)を交付するものとする。
- 4 資料を保管する場合は、保管票(様式第19号)を付し、保管品台帳(様式第20号)に記録し調査が完了するまで保管しなければならない。ただし、提出を依頼した資料のうち提出者が所有権を放棄した場合は、この限りでない。
- 5 資料を返還する時は、第3項の資料保管書と引換えに資料返還受領書(様式第21号)を徴するものとする。

(鑑定)

第27条 消防長等は、調査に必要がある時は、公的機関又は学識経験者に対し、鑑定依頼書(様式第22号)により鑑定を依頼することができる。

- 2 前項の規定により資料の鑑定を依頼するときは、あらかじめ当該資料の提出者から鑑定承諾書(様式第23号)により承諾を得るものとする。

(り災物件の調査)

第28条 調査員は、り災した消防対象物の関係者等から、説明を得て火災又は消火により破損又は破壊された財産を調査しなければならない。

(損害申告書)

第29条 消防長等は、火災による損害について調査上必要と認める場合は、り災した消防対象物の関係者に対し、次の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 不動産損害申告書(様式第9号の1)

- (2) 動産損害申告書（様式第9号の2）
- (3) 車両・林野等損害申告書（様式第9号の3）
（調査書類）

第30条 消防長等に報告する調査書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 火災調査書（様式第1号）
- (2) 出火出場時における見分調書
- (3) 聞込み状況書
- (4) 実況見分調書
- (5) 鑑識見分書
- (6) 焼損状況記録写真
- (7) 質問調書
- (8) 火災原因判定書（様式第8号）
- (9) 木造建物損害算定書1（様式第10号の1）
木造建物損害算定書2（様式第10号の2）
準耐火建物損害算定書（様式第10号の3）
耐火建建物損害算定書（様式第10号の4）
動産損害算定書（様式第10号の5）
車両・林野等損害算定書（様式第10号の6）
- (10) 損害調査書（様式第11号）
- (11) 死者調査書（様式第12号）
- (12) 平面図及び現場復元図
- (13) その他火災原因の判定、損害額の認定の根拠となった資料等

2 消防長等は、火災の程度が軽易なもので消防行政上支障がなく、かつ、刑事上及び民事上も関係が少ないと認められるものは、前項の書類の一部を作成しないことができるものとする。

（火災の速報）

第31条 署長は、火災鎮火後直ちに火災速報（様式第24号）により管理者、副管理者及び消防長に報告しなければならない。

（報告等）

第32条 署長が指定した調査主任者は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を火災覚知の日から起算して、40日以内に署長に報告しなければならない。

2 署長は、第30条第1項第1号、第10号及び第11号の調査書を火災覚知の日から起算して、45日以内に消防長に報告しなければならない。

3 消防長が指定した調査主任者は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を火災覚知の日から起算して、50日以内に消防長に報告しなければな

らない。

- 4 前各項の報告者が報告期限内に報告できない場合は、その理由を口頭で消防長等に報告し許可を得るものとする。

(り災証明)

第33条 署長は、り災に関係のある者からり災証明書交付申請書(様式第25号)の提出があった場合は、火災の発生原因及び損害額を除く当該火災の被害状況等の調査した事実に基づき、り災証明書(様式第26号)を交付することができる。また、関係保険会社等の定める様式により願い出たものについては、これに準じて処理することができる。

- 2 前項の申請者は、り災物件の所有者、管理者、占有者及び担保権者並びにこれらの親族(二親等以内)、保険契約者及びその他委任状等を持参したもので署長が適当と認めるものとする。

- 3 事務担当者は前項の申請者から申請があった場合は、自動車運転免許証等の提示を求め、本人であることを確認しなければならない。ただし、他の方法で確認できる場合は、この限りでない。

(照会の対応)

第34条 消防長等は、裁判所、捜査機関等から調査結果の内容について照会があった場合は、内容を回答することができる。

(補則)

第35条 この訓令に定めるもののほか、調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日以降に覚知した火災から施行する。

消防署長 様

所 属
階級・氏名
火 災 調 査 書

				火災番号	
出火日時	年 月 日 () 時 分 ころ				
火災種別		覚知方法	消防機関側	()	
爆 発		区 分	通報者側		
覚 知 (入電時刻)	年 月 日 時 分		覚 知 (指令時刻)	年 月 日 時 分	
放 水 署	年 月 日 時 分		火 勢 鎮 圧	年 月 日 時 分	
開 始 団	年 月 日 時 分		鎮 火	年 月 日 時 分	
火 元	出火場所				
	建物名称・事業所等				
	住 所 職業・氏名 電話番号等				区 分 1 占有者 2 管理者 3 所有者
初期消火用具			最寄消防機関からの距離		(100m)
放水したポンプ台数	(署) 台 (団) 台	主として使用した水利	(署) 台 (団) 台	出動延べ人員	(署) 人 (団) 人
用途地域		防火地域		特別防災区域	
市街地等		少量危険物等		火元の業態	
火元の用途		防火対象物区分		車両船舶区分	
原 因 等	出火箇所	発火源	経過	着火物	
	()	()	()	()	
	概 要				

気象	天	気	風	向	風	速	気	温	相	対	湿	度	積	雪	火	災	警	報		
						m/s				%		cm								
注意報警報等																				
工事の状況					階	地	上	階		面	建築面積				m ²					
	構造				数	地	下	階		積	延面積				m ²					
防火管理者							消防計画													
避難誘導訓練							消火訓練													
共同防火			管			防火対象物 定期点検 報告制度				防災物品										
消防用設備等 設置状況 ()																				
住宅防火 対策 ()																				
出火階数					階		焼損程度			()										
焼損床面積					m ²		焼損表面積			m ²										
延焼による 焼損棟数																				
全焼		棟		半焼		棟		部分焼		棟		ぼや		棟		合計		棟		
区画																				
り災世帯数		全損		世帯		半損		世帯		小損		世帯		合計		世帯				
り災人員		全損		人		半損		人		小損		人		合計		人				
区分		消防吏員		消防団員		応急消火義務者		消防協力者		その他の者		合計								
死者																				
負傷者																				
30日死者																				
概要																				
損	合計		建物の損害状況																	
			建築物損害額				収容物損害額				焼損床面積				焼損表面積					
	(千円)		(千円)				(千円)				(m ²)				(m ²)					
	林野の損害状況		車両の損害状況				船舶の損害状況													
	損害額		焼損面積		損害額		焼損数		損害額		焼損数		損害額		焼損数					
(千円)		(a)		(千円)		(台)		(千円)												
害	航空機の損害状況		その他の損害状況				爆発の損害状況													
	損害額		焼損数		損害額		焼損物件		損害額		焼損物件		損害額		焼損物件					
	(千円)				(千円)				(千円)				(千円)							
調査員	階級		氏名			担当			階級		氏名			担当						

様式第 3 号 (第 16 条関係)

火災番号

聞 込 み 状 況 書

住 所

職 業 (職) ・ 氏 名

生 年 月 日 ・ 電 話

火 元 と の 関 係

表 記 の 火 災 に つ い て 、 上 記 の 者 か ら 次 の と お り 聞 込 み ま し た 。

年 月 日

所 属

階 級 ・ 氏 名

日 時	年 月 日 時 分 開始
	年 月 日 時 分 終了
聞 込 み 場 所	

様式第 4 号（第 17 条関係）

火災番号

実 況 見 分 調 書（第 回）

表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

日 時	年 月 日 時 分開始
	年 月 日 時 分終了
場所及び物件	
立 会 人	

様式第 5 号 (第 18 条関係)

火災番号

鑑 識 見 分 調 書 (第 回)

表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

日 時	年 月 日 時 分開始
	年 月 日 時 分終了
見分実施場所 及び物件	
立 会 人	

様式第 6 号 (第 19 条関係)

No

No

No

火災番号

質 問 調 書

年 月 日 時 分ごろ に発生した火災について下記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。

住 所

職業（職）・氏名

生年月日 ・ 電話

（供述内容の下に余白を入れないこと）

上記のとおり録取して読み聞かせたところ誤りのないことを申立て署名した。

供述者氏名

質問年月日開始時間

質 問 終 了 時 間

所属

消防長又は消防署長代理

階級・氏名

火災番号

火災原因判定書

表記の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

出火場所

出火日時

年 月 日 時 分ごろ

年 月 日

消防長又は 消防署長 様

申告者 住 所
電 話
職業(職)
氏 名

不動産損害申告書

1	り災年月日	年 月 日	り災物件と申告者との関係	占有者・管理者・所有者		
	り災場所					
2	建築・購入年月日		建 築 又 は 購 入 金 額			
	年 月		3.3㎡(坪)当たりの金額	総 金 額 (円)		
	建 物 の 用 途		階 数	建築床面積(㎡)	建築延面積(㎡)	
	住 居 世 帯 数		世 帯	居 住 人 員	人	
	修繕・改築	年 月	修繕・改築した箇所	改築面積	修繕・改築に要した金額(円)	
	増築	年 月	増築した箇所	増築面積	増築に要した金額(円)	
	建 物 ・ 収 容 物 以 外 の り 災 状 況					
	3	り災物件名	り災の別	数量又は面積	経過年数	
		焼・消・爆・他				
		焼・消・爆・他				
		焼・消・爆・他				
火 災 保 険 の 契 約						
4	契 約 会 社 名		契 約 年 月	保 険 金 額 (万 円)		

年 月 日

消防長又は 消防署長 様

申告者 住 所
電 話
職業(職)
氏 名

車両・林野等損害申告書

1	り災年月日	年 月 日	り災物件と申告者との関係	占有者・管理者・所有者		
	り災場所					
2 車 両	運転者氏名			購入年月		
	用途別			購入金額		
	車両番号			年 式		
	焼けた箇所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所			その他	
3 林 野	種 類	樹 齢	焼 損 数	焼 損 面 積	制 限 林 普通林別	人 工 林 天然林別
					制・普	人・天
					制・普	人・天
					制・普	人・天
4 そ の 他	り 災 し た 物 件				損 害 見 積 額	
5 保 険	火 災 保 険 契 約 会 社 名				保 険 金 額	
6 摘 要						

様式第10号の1

木造建物損害算定書1
(経過年数及び建築時単価が判明している場合)

				火災番号	
氏名	用途		経過年数		年
所在地				階数	階
火元等区分	<input type="checkbox"/> 火元棟 <input type="checkbox"/> 延焼棟 <input type="checkbox"/> 既存部分 <input type="checkbox"/> 増改築部分				
建築面積	m ²		延べ面積	m ²	
焼損床面積	m ²		焼損表面積	m ²	
建築時単価	$\frac{\text{建築金額}}{\text{延べ面積}} \times 3.3\text{m}^2 \div \text{円}$				
り災時の建築費指数	り災年月	年 月	建築時の建築費指数	建築年月	年 月
焼損程度	内訳	$\frac{\text{焼き損害額 (円)}}{\text{り災前の評価額 (円)}} \times 100 = \text{比率} \%$			

1 計算式 I (焼損床面積の場合)

1式

$$\text{建築時単価 ()} \times \frac{\text{り災時の建築費指数 ()}}{\text{建築時の建築費指数 ()}} \div \text{再建築費単価} \boxed{} \text{円}$$

2式

$$\text{建築時単価 ()} \times \frac{893}{\text{建築時の建築費指数 ()}} \div \text{3.3 m}^2 \text{ 当り評点数} \boxed{} \text{点}$$

3式

$$\text{再建築費単価 ()} \times \text{残存率} \boxed{} \times \text{補正係数} \boxed{0.9} \div \text{時価単価} \boxed{} \text{円}$$

(100円未満切捨)

$$\text{時価単価 ()} \times \frac{\text{焼損面積 ()}}{3.3} \div \text{建物損害額} \boxed{} \text{円}$$

調査員

所属

階級

氏名

印

2 計算式Ⅱ (焼損表面積・水損の場合)

区分 部分別	① 部分別構成割比率 () はホール式	② 時 価 単 価 (円)	③ 3.3㎡当たり 損害額(円)	④ 焼損表面積 3.3(㎡)	⑤ 水損面積 3.3(㎡)	⑥ 損 害 額 (円)
屋 根	10% (13%)			3.3	3.3	
小 屋 組	11% (14%)			3.3	3.3	
基 礎	6% (9%)			3.3	3.3	
柱	9% (12%)			3.3	3.3	
外 壁	8% (9%)			3.3	3.3	
内 壁	10% (8%)			3.3	3.3	
天 井	4% (4%)			3.3	3.3	
床	9% (5%)			3.3	3.3	
造 作	6% (7%)			3.3	3.3	
建 具	10% (7%)			3.3	3.3	
その他工事	4% (4%)			3.3	3.3	
建 築 設 備	13% (8%)			3.3	3.3	
計	①×②=③ (③×④)+(③×⑤)=⑥					

計算式Ⅰ

+

計算式Ⅱ

=

建物損害額

円

調査員

所属

階級

氏名

印

木造建物損害算定書 2

(経過年数及び建築時単価が不明の場合又は改修・修繕をした場合の木造建築物の評価)

				火災番号	
氏名		用途		経過年数	年
所在地				階数	階
火元等区分	<input type="checkbox"/> 火元棟	<input type="checkbox"/> 延焼棟	<input type="checkbox"/> 既存部分	<input type="checkbox"/> 増改築部分	
建築面積	m ²		延べ面積	m ²	
焼損床面積	m ²		焼損表面積	m ²	
焼損程度	内訳	$\frac{\text{焼き損害額 (円)}}{\text{り災前の評価額 (円)}} \times 100 = \text{比率} \%$			

部分別	構造別	評点数
屋根		
基礎		
外壁		
柱		
造作		
内壁		
天井		
床		
建具		
その他の工事		
計		

2 計算式 I (焼損床面積の場合)

2-1 式

$$\text{各構造部の評点数の合計} + \left(\frac{\text{各構造部の評点数の合計}}{\text{建築設備の割合}} \right) \div \text{建物}3.3\text{m}^2\text{当たりの評点数}$$

$$\boxed{} + \left(\times 0.15 \right) \div \boxed{} \text{点}$$

2-2 式

$$\text{建物}3.3\text{m}^2\text{当たりの評点数} \times \frac{\text{り災時の建築費指数}}{\text{昭和42年9月期の木造建築費指数}} \div \text{再建築費単価}$$

$$\boxed{} \times \frac{\left(\right)}{893} \div \boxed{} \text{円}$$

2-3 式

$$\text{再建築費単価} \times \text{残存率 (表)} \times \text{補正係数} \div \text{時価単価}$$

$$\boxed{} \times \boxed{} \times \boxed{0.9} \div \boxed{} \text{円}$$

(100円未満切捨)

$$\text{時価単価} \times \frac{\text{焼損面積}}{3.3} \div \text{建物損害額}$$

$$\boxed{} \times \frac{\left(\right)}{3.3} \div \boxed{} \text{円}$$

調査員
所属

階級

氏名

印

2 計算式Ⅱ (焼損表面積・水損の場合)

区分 部分別	① 部分別構成割比率 () はホール式	② 時 価 単 価 (円)	③ 3.3㎡当たり 損害額(円)	④ 焼損表面積 3.3(㎡)	⑤ 水損面積 3.3(㎡)	⑥ 損 害 額 円
屋 根	10% (13%)			3.3	3.3	
小 屋 組	11% (14%)			3.3	3.3	
基 礎	6% (9%)			3.3	3.3	
柱	9% (12%)			3.3	3.3	
外 壁	8% (9%)			3.3	3.3	
内 壁	10% (8%)			3.3	3.3	
天 井	4% (4%)			3.3	3.3	
床	9% (5%)			3.3	3.3	
造 作	6% (7%)			3.3	3.3	
建 具	10% (7%)			3.3	3.3	
その他工事	4% (4%)			3.3	3.3	
建 築 設 備	13% (8%)			3.3	3.3	
計	①×②=③ (③×④)+(③×⑤)=⑥					

計算式Ⅰ

計算式Ⅱ

建物損害額

円

調査員

所属

階級

氏名

印

準耐火建物損害算定書

				火災番号	
氏名	用途		経過年数	年	
所在地			構造・階数	造階	
火元等区分	<input type="checkbox"/> 火元棟 <input type="checkbox"/> 延焼棟 <input type="checkbox"/> 既存部分 <input type="checkbox"/> 増改築部分				
建築面積	m ²	延べ面積	m ²		
焼損床面積	m ²	焼損表面積	m ²		
建築時単価	建築金額 () 円 <hr/> 延べ面積 () m ²		÷	円	
り災時の建築費指数	り災年月 () 年 月	建築時の建築費指数	建築年月 () 年 月		
(別表5) 非木造家屋経年減点補正率基準表	該当番号 ()	構造別区分	耐用年数 () 年		
焼損程度	内訳	焼き損害額 () 円 <hr/> ÷ り災前の評価額 () 円 × 100 = 比率 %			

1 計算式 I (焼損床面積の場合)

1式
 建築時単価 () × $\frac{\text{り災時の建築費指数 ()}}{\text{建築時の建築費指数 ()}}$ ÷ 再建築費単価 円

2式
 1 - $\frac{0.8 \times \text{経過年数 ()}}{\text{耐用年数 ()}}$ ÷ 残存率 (小数点以下第三位四捨五入)

3式
 再建築費単価 () × 残存率 ÷ 時価単価 円 (100円未満切捨)

4式
 時価単価 () × 焼損床面積 () ÷ 建物損害額 円

調査員

所属 _____ 階級 _____ 氏名 _____ (印)

耐火建物損害算定書

				火災番号	
氏名	用途		経過年数		年
所在地			構造・階数		造階
火元等区分	<input type="checkbox"/> 火元棟 <input type="checkbox"/> 延焼棟 <input type="checkbox"/> 既存部分 <input type="checkbox"/> 増改築部分				
建築面積	m ²		延べ面積	m ²	
焼損床面積	m ²		焼損表面積	m ²	
建築時単価	建築金額 () 円 <hr/> 延べ面積 () m ²		\div		円
り災時の建築費指数	り災年月 年 月 ()		建築時の建築費指数	建築年月 年 月 ()	
(別表5) 非木造家屋経年減点補正率基準表	該当番号	()	構造別区分		耐用年数 () 年
焼損程度		内訳	焼き損害額 (円) <hr/> り災前の評価額 (円)		
			$\times 100 = \text{比率} \quad \%$		

計算式 (焼き損害の場合)

1式
 建築時単価 () \times $\frac{\text{り災時の建築費指数 ()}}{\text{建築時の建築費指数 ()}}$ \div 再建築費単価 円

2式
 $1 - \frac{0.8 \times \text{経過年数 ()}}{\text{耐用年数 ()}}$ \div 残存率 (小数点以下第三位四捨五入)

3式
 再建築費単価 () \times 残存率 \div 時価単価 円 (100円未満切捨)

調査員

所属

階級

氏名

印

耐火建物部分別構造割合比率表（単位：％）

主体構造	外壁		内壁				建具	その他の工事	建築設備			基礎	仮設工事	合計
	屋根	外壁	天井	内部分	床	間仕切り			電気	衛生	その他			
														100

◆ 部分別構成比率は、建物用途に応じて算出すること。

4式（主体構造部の損害）

時価単価 × 主体構造の部分別構造割合（％） × 損耗減点率 = 主体構造部の損害 円

5式（主体構造部以外の損害）

時価単価 × 主体構造以外の部分別構造割合（％） = 主体構造部以外の損害 円

6式

主体構造部の損害 + 主体構造部以外の損害 ÷ 損害単価（100円未満切捨） = 円

7式

損害単価 + 焼き損害を受けた面積 ÷ 焼き損害額 = 円

調査員

所属

階級

氏名

印

様式第10号の6

車両・林野等損害算定書

火災番号

所属

階級

氏名

印

火災番号

損害調査書

表記の火災について、次のとおり調査した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

⑩

出火場所						
出火日時	年 月 日 () 時 分ごろ					
り災順位	1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	合計	
責任者氏名 (区分)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)		
所在番地						
構造・階数						
用途						
建築面積(m ²)						
延面積(m ²)						
り災状況	焼損面積	床				
		表				
		林野				
	り災世帯					
	り災人員					
	死傷者					

損害額	建物					()
	収容物					()
	爆発					()
	その他					()
	計					()
り災世帯ごとの損害状況						
り災建物順位	1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	合計	
責任者氏名区分	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)		
り災程度						
り災人員						
焼損面積	床					
	表					
損害額	建物					()
	収容物					()
	爆発					()
	その他					()
摘要						

- 備考 1 摘要欄には、参考事項として火災保険等記入すること。
- 2 合計欄の () 内に各項目の合計金額を記入し、上段に千円未満四捨五入した金額を記入すること。

火災番号

死者調査書

表記の火災について、死者を次のとおり調査した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

印

死者番号											
火災種別				出火者				火元・類焼			
住 所							電 話 番 号				
氏 名			生年月日	年 月 日 (歳)			性別				
職 業			作業区分				火気取扱区分				
死因区分				起床区分				飲酒区分			
傷病区分			寝たきり 区 分				身体不自由者 区 分				
死者の発生した経過								理由等区分			
								()			
出火時死者の いた場所	屋内外区分					階数	階	出火階同別区分			
	出火時死者のいた 箇所・室等		()			箇所・室等 同別区分					
死者の発生 した場所	階 数		階	死者のいた階 同別区分							
	死者の発生した 箇所・室等		()			箇所・室等 同別区分					
出火時死者のいた建物等と同一の建物等にいた者の数											
建物内 (同棟)	人		建物内 (同室等)	人			死者1人分 区 分	()			
自宅1人 区 分	()		施設区分	()			車両・船舶 航空機	人			
同一建物等内での 死 傷 者 数 (本人を除く)	死 者	男	人		女	人		合 計	人		
	負 傷 者	男	人		女	人		合 計	人		
出火時死者と一緒に いた者の年齢別	0～5歳	人	6～10歳	人	11～20歳	人	21～30歳	人	31～40歳	人	
	41～50歳	人	51～60歳	人	61～64歳	人	65歳～	人	合 計	人	
死に至った経過及び要因											

死者番号											
火災種別				出火者				火元・類焼			
住所							電話番号				
氏名			生年月日	年 月 日 (歳)			性別				
職業			作業区分				火気取扱区分				
死因区分				起床区分				飲酒区分			
傷病区分			寝たきり区分				身体不自由者区分				
死者の発生した経過								理由等区分			
								()			
出火時死者のいた場所	屋内外区分				階数	階		出火階同別区分			
	出火時死者のいた箇所・室等		()				箇所・室等同別区分				
死者の発生した場所	階数		階		死者のいた階同別区分						
	死者の発生した箇所・室等		()				箇所・室等同別区分				
出火時死者のいた建物等と同一の建物等にいた者の数											
建物内 (同棟)	人		建物内 (同室等)	人		死者1人区分	()				
自宅1人区分	()		施錠区分	()		車両・船舶航空機	人				
同一建物等内での死傷者数 (本人を除く)	死者	男	人		女	人		合計	人		
	負傷者	男	人		女	人		合計	人		
出火時死者と一緒にいた者の年齢別	0～5歳	人	6～10歳	人	11～20歳	人	21～30歳	人	31～40歳	人	
	41～50歳	人	51～60歳	人	61～64歳	人	65歳～	人	合計	人	
死に至った経過及び要因											

様式第12号の2

火災番号

負傷者調査書

表記の火災について、負傷者を次のとおり調査した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

⑩

負傷者番号					
住 所				電 話 番 号	
氏 名		性別		生年月日	年 月 日 (歳)
職 業			負傷者区分		負 傷 程 度
避 難 方 法	<input type="checkbox"/> 自力避難 (施設)	<input type="checkbox"/> 自力避難 (器具)		<input type="checkbox"/> 自力避難 (その他)	
	<input type="checkbox"/> 消防隊による救助	<input type="checkbox"/> 避難の必要なし		<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 原 因	<input type="checkbox"/> 火炎にあおられる、 高温の物質に接触	<input type="checkbox"/> 煙を吸う		<input type="checkbox"/> 飛散物、擦過	
	<input type="checkbox"/> 放射熱	<input type="checkbox"/> 飛び降り		<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 時 状 況	<input type="checkbox"/> 消火中	<input type="checkbox"/> 避難中	<input type="checkbox"/> 就寝中	<input type="checkbox"/> 作業中	<input type="checkbox"/> その他

負傷者番号					
住 所				電 話 番 号	
氏 名		性別		生年月日	年 月 日 (歳)
職 業			負傷者区分		負 傷 程 度
避 難 方 法	<input type="checkbox"/> 自力避難 (施設)	<input type="checkbox"/> 自力避難 (器具)		<input type="checkbox"/> 自力避難 (その他)	
	<input type="checkbox"/> 消防隊による救助	<input type="checkbox"/> 避難の必要なし		<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 原 因	<input type="checkbox"/> 火炎にあおられる、 高温の物質に接触	<input type="checkbox"/> 煙を吸う		<input type="checkbox"/> 飛散物、擦過	
	<input type="checkbox"/> 放射熱	<input type="checkbox"/> 飛び降り		<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 時 状 況	<input type="checkbox"/> 消火中	<input type="checkbox"/> 避難中	<input type="checkbox"/> 就寝中	<input type="checkbox"/> 作業中	<input type="checkbox"/> その他
受 傷 に 至 っ た 経 過 及 び 要 因					

負傷者番号						
住 所				電 話 番 号		
氏 名		性別		生年月日	年 月 日 (歳)	
職 業			負傷者区分			負 傷 程 度
避 難 方 法	<input type="checkbox"/> 自力避難 (施設)		<input type="checkbox"/> 自力避難 (器具)		<input type="checkbox"/> 自力避難 (その他)	
	<input type="checkbox"/> 消防隊による救助		<input type="checkbox"/> 避難の必要なし		<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 原 因	<input type="checkbox"/> 火炎にあおられる、 高温の物質に接触		<input type="checkbox"/> 煙を吸う		<input type="checkbox"/> 飛散物、擦過	
	<input type="checkbox"/> 放射熱		<input type="checkbox"/> 飛び降り		<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 時 況 の 状 況	<input type="checkbox"/> 消火中	<input type="checkbox"/> 避難中	<input type="checkbox"/> 就寝中	<input type="checkbox"/> 作業中	<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 に 至 っ た 経 過 及 び 要 因						

負傷者番号						
住 所				電 話 番 号		
氏 名		性別		生年月日	年 月 日 (歳)	
職 業			負傷者区分			負 傷 程 度
避 難 方 法	<input type="checkbox"/> 自力避難 (施設)		<input type="checkbox"/> 自力避難 (器具)		<input type="checkbox"/> 自力避難 (その他)	
	<input type="checkbox"/> 消防隊による救助		<input type="checkbox"/> 避難の必要なし		<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 原 因	<input type="checkbox"/> 火炎にあおられる、 高温の物質に接触		<input type="checkbox"/> 煙を吸う		<input type="checkbox"/> 飛散物、擦過	
	<input type="checkbox"/> 放射熱		<input type="checkbox"/> 飛び降り		<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 時 況 の 状 況	<input type="checkbox"/> 消火中	<input type="checkbox"/> 避難中	<input type="checkbox"/> 就寝中	<input type="checkbox"/> 作業中	<input type="checkbox"/> その他	
受 傷 に 至 っ た 経 過 及 び 要 因						

様式第13号（第25条関係）

第 号
年 月 日

様

消防長又は消防署長

印

火災調査関係事項照会書

火災調査のため必要があるので、次の事項につき消防法第32条第2項によって照会します。

記

様式第14号（第26条関係）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

様

消防長又は消防署長

印

任 意 資 料 提 出 通 知 書

出火日時 年 月 日 時 分ごろ

出火場所

上記の火災について、火災調査のために必要がありますので、次の資料を 年 月 日までに消防長又は消防署長へ提出するようお願いします。

記

提出資料名

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

消防長又は消防署長

印

資料提出命令書

出火日時 年 月 日 時 分ごろ

出火場所

上記の火災について、火災調査のために必要があるので、消防法第34条第1項の規定に基づき、次の資料を 年 月 日までに消防長又は消防署長へ提出するよう命令する。
なお、本命に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

提出資料名

教示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60
日以内に に対し をすることができます。

資料提出書

年 月 日

消防長又は 消防署長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により（任意資料提出通知・資料提出命令）があった次の資料を提出します。

なお、提出した資料が用済みの後は、（返還・処分）してください。

記

第 号
年 月 日

様

消防長又は消防署長

印

資料受領書

（任意資料提出通知・資料提出命令）により、 年 月 日にあなたが提出した
次の資料を受領しました。

記

第 号
年 月 日

様

消防長又は消防署長

印

資料保管書

（任意資料提出通知・資料提出命令）により、 年 月 日にあなたが提出した次の資料を保管したので、資料保管書を交付します。

なお、この資料保管書は、資料が返還されるまで保管してください。

記

様式第19号（第26条関係）

保 管 票

火 災 番 号		
年 月 日		
保 管 番 号		
提 出 者	住 所	
	氏 名	
返 還 の 要 否		
取 扱 責 任 者		

資料返還受領書

年 月 日

消防長又は 消防署長 様

住所
氏名

（任意資料提出通知・資料提出命令）により、 年 月 日に貴職へ提出した次の資料の返還を受け、受領しました。

記

様式第22号（第27条関係）

第 号
年 月 日

様

消防長又は消防署長

印

鑑 定 依 頼 書

1 資料提出（遺留）者 住所・氏名

(1) 住所

(2) 氏名

2 提出（遺留）資料

上記資料について、火災調査のため必要がありますので、次の事項の鑑定を依頼します。

記

様式第23号（第27条関係）

年 月 日

様

住所

氏名

鑑 定 承 諾 書

火災調査のため、次のものについて鑑定することを承諾します。なお、鑑定終了後は（返還・処分）してください。

記

様式第24号 (第31条関係)

年 月 日

北上地区消防組合管理者
 北上地区消防組合副管理者 様
 北上地区消防組合消防本部消防長

消防署長

火 災 速 報

出 火 日 時		年 月 日 () 時 分 ごろ		火 災 種 別			
覚知時刻	入電	年 月 日 () 時 分		覚知方法別	消防機関側		
	指令	年 月 日 () 時 分			通報者側		
鎮 圧 時 刻		年 月 日 () 時 分		鎮 火 時 刻		年 月 日 () 時 分	
出 火 場 所							
建物名称・事業所名等				業 態		用 途	
火元の区分 住所 職業・氏名							
出 動 車 両	消防署						
	消防団						
	合 計		台 (放水 台) 人				
構造・階数				建築面積		延面積	
焼 損 程 度	全 焼		林 野		車 両		
	半 焼		そ の 他				
	部 分 焼		り 災 世 帯		り 災 人 員		
	ぼ や		死 者		負 傷 者		
気 象 状 況							
天気		風向	風速	m/s	湿度	%	気温 °C
出 火 原 因				出 火 箇 所			
概 要							
そ の 他							
責 任 者				当 直 長			

り災証明書交付申請書

年 月 日

北上地区消防組合
消防署長

様

申請者 住所

氏名

電話

り災物件との関係

所有者 管理者 占有者
担保権者 その他（ ）

下記のとおり、り災したことを証明願います。

り災日時	年 月 日 時 分 ごろ
り災場所	
り災物件所有者	
り災物件	建物 収容物 車両 その他（ ）
使用目的	税金控除 保険金等請求 その他（ ）
必要部数	部

受付	決 裁	署長	副署長	係長	担当者	公印使用

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 は記入しないでください。
3 代理人の場合には、委任状を添えて申請してください。

り災証明書

り災日時	年 月 日 時 分 ころ
り災場所	
り災物件所有者	
り災物件	
り災状況	

交付番号 第 号

上記のとおり、り災したことを証明する。

年 月 日

北上地区消防組合
消防署長

印